

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和7年10月23日

南島原市長 松本 政博



1 業務の概要

(1) 業務の名称

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託

(2) 業務の履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 業務の目的

南島原市では、現在、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の本質的価値の理解促進と地域振興を図るために南島原市原城跡世界遺産センター（以下「世界遺産センター」という。）の建設を進めている。世界遺産センターは、「原城跡」のガイダンス施設を核として、地元特産品等の販売施設、観光情報の発信・案内施設等をもって構成する複合施設で、市内の文化・観光資源の周遊性を高めるための機能を兼ね備えた本市の拠点施設として位置付けている。建設工事の完成は、令和8年3月末までを見込んでおり、供用開始の時期は、令和8年の秋から冬にかけての時期を予定している。

原城跡は、島原・天草一揆の主戦場となった場所であり、島原・天草一揆をきっかけとして、幕府が海禁政策を確立させ、禁教政策を徹底したことで、キリシタンは、2世紀以上にわたり潜伏しながら独自で信仰を継続せざるを得なくなった。このようなことから、原城跡は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のストーリーの出発点となる構成資産と言える。

また、原城跡は、キリシタン大名有馬晴信が築いた城郭としての価値も有しており、現地では戦跡としての価値と城郭としての価値が混在していることから、その価値が理解しづらい状況もある。

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託（以下、「本業務」という。）は、『世界文化遺産の構成資産の一つとしての原城跡の価値』や『史跡としての原城跡の価値』、『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』について、より分かりやすく伝えることができるよう、最新鋭のデジタル技術を用いて、世界遺産センターのガイダンス展示と連動する、或いはガイダンス展示の解説内容を補完できる原城跡のVR等のコンテンツなどを制作することを主目的として実施するものである。

(4) 業務内容

①業務実施の前提

本業務は、現在、建設を進めている南島原市原城跡世界遺産センターの展示と連動する、或いはガイダンス展示を補完するために実施する業務委託であることから、ガイダンス施設の展示概要などを踏まえて実施すること。

原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツの制作に関して、本業務の実施にあたり利用できる原城跡に関連する資料は限定的である。利用できる資料は、『原城跡及び周辺の航空レーザー測量3次元データ』や『史跡原城跡保存活用計画』が主なものとなり、『一揆当時の絵図資料など本市においてデジタル資料として収集した情報』や『これまでの資料調査等により蓄積した情報』も活用可能である。ただし、本市が所蔵するものの以外の資料を業務で利用する場合については、受託者において所蔵先の許可等を得る必要がある。このように限られた情報の中で3DCG等を構築していく必要があることから、描写する範囲や内容、どこまで精緻に表現するか、不確定な部分をどのような手法で描写するのかなどを精査しながら決定していく必要があり、原城跡に精通した専門家による監修は不可欠であると考えている。

また、世界遺産センターのガイダンス施設は、展示スペースが限定的であるため効率的な展示をおこなう必要があり、原城跡について十分に理解をしたうえで、発掘調査成果などをもとにして、最新のデジタル技術を活用した展示をおこなう必要がある。

② 業務内容

(ア) 原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツ（VR等）制作及び公開

市が作成した原城跡及び周辺の航空レーザー測量3次元データや史跡原城跡保存活用計画などの情報をもとに、往時の原城跡を理解できる3DCGコンテンツ等を制作すること。

また、VR等では伝わりづらい部分や出来事については、必要に応じて、わかりやすく伝えるための解説動画コンテンツなどを制作すること。

制作したコンテンツについては、タブレット端末等を用いて、原城跡の現地を散策しながら観賞できるようアプリケーションの構築や既存アプリケーションの活用、webサイト等の活用など、適切な方法により公開すること。

公開のための端末について、現在、本市が所有するタブレット端末（Lenovo Tab K10（TB-X6C6X） ARCore対応 15台）で公開が不可能な場合や台数が不足する場合などにおいては、端末の整備も本業務に含めるものとする。

公開にあたり、必要な関連業務（多言語化（英、中（簡、繁）、韓）など）も本業務に含めるものとする。

なお、制作する3DCG等のコンテンツの具体的内容（描写する範囲、品質、公開手法、解説動画などの画質、時間（秒数）など）や必要に応じて整備する端末などを含む詳細な仕様については、契約締結までに、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

《3DCG等に係る重要項目》

- ・原城跡の築城当時の様子が理解できる3DCG（城郭全体俯瞰）
- ・一揆当時の原城跡の様子（幕府軍の配置や一揆軍が立て籠もった状況など）が理解

できるような3DCG

《3DCG等では伝わりづらい項目例》

- ・一揆後の破却を解説するための解説動画
- ・（島原地域や天草地域での）一揆勢の動きを解説する動画

【参考資料等】

- ・原城跡及び周辺の航空レーザー測量3次元データ（平成23年度測量、精度 $S=1/500$ 、主曲線1m間隔、副曲線50cm間隔、対象範囲約2,000 km^2 、データ形式DM、DXF、PDF）
- ・史跡原城跡 保存活用計画（令和3年3月）

（イ）ガイダンス展示コーナーのデジタル展示（1か所程度）

ガイダンス展示コーナーにおいて、建築工事を伴わない内容で、展示を補完し、来館者の理解を促進するためのデジタル展示（設備を含む。）を構築する。

公開にあたり、必要な関連業務（多言語化（英、中（簡、繁）、韓）など）も本業務に含めるものとする。

なお、ガイダンス展示コーナーのデジタル展示については、すでに埋め戻されていて現地で実物を見学できない遺構の再現や一揆後の破却の状況を伝えるような動きを伴う解説などの展示を想定しているが、「①原城跡の価値を伝える3DCG等のコンテンツ（VR等）制作及び公開」との重複は考えておらず、具体的内容や品質、展示方法などを含む詳細な仕様については、契約締結までに、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

【本デジタル展示の設置想定箇所など】

- ・ガイダンス展示室の「原城の発掘」コーナー又は「出土遺物公開コーナー」のうち幅2.0m以内、高さ1.5m以内、奥行き1.0m以内（床面を使用する場合は、幅6.0m以内、奥行き1.8m以内）の場所を想定しているが、展示室内で他に効果的な場所があればこの限りではない。なお、可能な限りコンパクトなデジタル展示とすること。
- ・床面などを利用して投影するような手法も可能ではあるが、その場合、床面の加工費なども本業務委託費に含まれるものとする。
- ・出土遺物の3DCGは、本市が運用する「突撃！南島原情報局」アプリで公開しており同様のデジタル展示は想定していない。
- ・使用する設備等について、後年度のランニングコストが抑えられるものであること。

（ウ）サテライト展示コーナーのデジタル展示（1か所）

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産のサテライト展示コーナー（無料ゾーン）において、建築工事を伴わない内容で、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」全体の周遊につながるようなサイネージなどのデジタル展示（設備を含む。）を整備し、各構成資産所在市町の情報を発信すること。

情報の発信にあたり、必要な関連業務（多言語化（英、中（簡、繁）、韓）など）

も本業務に含めるものとする。

各構成資産所在市町の情報については、本市が各自治体に依頼のうえ提供いただくこととしており、それらの映像データなどを編集のうえ公開すること。

なお、サテライト展示コーナーのデジタル展示の具体的内容や品質、展示方法などを含む詳細な仕様については、契約締結までに、本業務に係る公募型プロポーザル方式により提案された内容に基づき優先交渉権者と市が協議のうえ決定する。

【想定箇所など】

- ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産のサテライト展示コーナー（無料ゾーン）の『世界遺産紹介』コーナーの一角で、幅1.0m以内、高さ1.5m以内、奥行き1.0m以内の場所を想定しているが、世界遺産の価値をわかりやすく伝える機能を有しつつ、可能な限りコンパクトなものとする。
- ・公開するための映像等について、あくまでも各自治体から提供いただくデータを活用することとし、本業務において、新たに他の自治体の現地などで撮影することはない。
- ・本展示で整備する機器類は、上映データの差し替えや追加などが容易にできるものであることが重要である。
- ・使用する機器類について、後年度のランニングコストが抑えられるものであること。

(5) 契約保証金

南島原市契約規則による。

(6) 業務の上限額

50,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

《プロポーザル等実施スケジュール》

項 目	日 程（期限等）
(1) 公告、プロポーザル公募要項等の配布	令和7年10月23日（木）
(2) 質問票 提出期限	令和7年10月27日（月）
(3) 質問票への回答	令和7年10月29日（水）
(4) プロポーザル参加表明書等提出期限	令和7年11月4日（火）
(5) プロポーザル参加表明書審査結果通知	令和7年11月6日（木）
(6) 提案書提出期限	令和7年11月13日（木）
(7) 一次選考（書類審査）	令和7年11月18日（火）（予定）
(8) 一次選考結果通知	令和7年11月21日（金）（予定）

(9) プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年12月上旬（予定）
(10) 審査結果（採否）通知	令和7年12月上旬（予定）
交渉期間（優先交渉業者）	
(11) 契約締結	令和7年12月中旬（予定）

※一次選考以降のスケジュールはあくまでも予定であり変更が生じる場合もある。

3 参加表明書

別添「原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託プロポーザル説明書」の「Ⅱ プロポーザル参加表明書作成要領」に記載のとおり

4 企画提案書

別添「原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託プロポーザル説明書」の「Ⅲ 企画提案書作成要領」に記載のとおり

5 質問

(1) 質問手続き

- ① 提出方法 質問票（様式3）をPDFファイルにより電子メールで送付すること。
※ 必ず電話にて到達確認を行うこと。
- ② 提出先 南島原市教育委員会文化財課世界遺産推進班代表メールアドレス
sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp
- ③ 提出期限 令和7年10月27日（月）午後5時まで
- ④ 回答方法 令和7年10月29日（水）の午後5時までに南島原市ホームページ上に公開する。
- ⑤ 留意事項
 - ・電話、口頭による質問、提出期間を過ぎての質問には回答しない。
 - ・下記の趣旨の質問には回答を行わない。
 - ア 「実施要領」の明らかな誤読
 - イ 「実施要領」に対する個人的な意見
 - ウ 提案しようとする内容についての是非を問うもの
 - エ 質問者が自ら判断又は調査すべきもの
 - オ 本業務と直接関係のない質問

6 審査

(1) プロポーザル審査委員会の名称

原城跡世界遺産センターデジタルコンテンツ等制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）と称する。

(2) 審査の方法

① 一次選考（書類審査）

「Ⅳ 審査基準」に基づき、審査委員会が各提案書等を書類にて評価し、上位5者以内を選

定するものとする。

なお、選定結果については、候補者選定後、参加者全員に対し、選定又は非選定の結果を電子メール及び郵送にて通知する。参加者が5者以内の場合にあっては、一次選考を行わない場合もあるが、一次選考結果として通知は行う。

② 二次選考（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

ア プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容

企画提案を対象に、南島原市教育委員会文化財課世界遺産推進班（以下「事務局」という。）が指定する場所において、以下によるプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施する。

- (a) プレゼンテーションは企画提案書を用いて30分以内で行うこと。説明はプロジェクターを用いて行うことができるが、その場合、スクリーンのみ本市で準備するため、パソコン及びプロジェクター等の機材は参加者が持参すること。プレゼンテーションにおいて、企画提案書以外の説明用の資料の配布は認めないが、3DCGの画質や精度などを説明するためにサンプルとしてデモ機を使用することは可能とする。その場合においても、プレゼンテーションの制限時間は30分以内とする。なお、審査会場入場から機材の設置完了、出席者紹介などまでの時間は準備時間とし、プロポーザルの制限時間には含まない。
- (b) プレゼンテーションの後、ヒアリングを10分程度行う。
- (c) 出席者は3名以内とする。統括責任者は必ず出席すること。
- (d) その他詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングによる選定方法

一次選考にて選定された者によるプレゼンテーションを行い、同時に実施するヒアリング結果等を踏まえ、「IV 審査基準」に基づき審査委員会が提案等の内容を評価し、最も優れた提案を行ったものを契約交渉権者に選定する。

(3) 失格について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、契約交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、契約交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- ② 提出期限までに書類が提出されない場合
- ③ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令及び公序良俗に違反するなど不適当な場合
- ⑧ 本業務について2以上の企画提案をした場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

7 業務委託料

委託する業務の規模は、50,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下とし、契約金額は、契約交渉権者から別途見積りを徴収し決定する。

8 その他

- (1) 提案にあたっては、本市及び原城跡の現状や課題等を十分把握したうえで提案すること。
- (2) 提案された業務内容については、契約後、速やかに具現化できる提案とすること。
- (3) 経費については、一切の経費を含めて見積もりを行うこと（業務に直接関係がない飲食費などは計上しないこと）。
- (4) 提出書類の作成提出、本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書を含む提出書類は原則として返却しない。ただし、不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本プロポーザルにおける審査以外では使用しない。
- (6) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で複製する場合がある。
- (7) 企画提案書の作成等のため本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表及び使用してはならない。
- (8) 企画提案書で表明された内容が基本的な契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することがないこと。なお、契約後、企画提案書で表明された内容の調整を行う場合がある。優先交渉権者に決定された後でも、業務目的が達成できないことが確認された場合には契約を締結しない場合がある。また、それに伴い提案事業者が被る損害について本市は一切賠償しない。
- (9) 提案上限額は、見積時の予定価格を示すものではない。

9 問合せ・提出先

〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地
南島原市教育委員会文化財課世界遺産推進班
TEL : 0957-73-6705 FAX : 0957-85-2767
e-mail : sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp